

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第2条 生涯学習センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 生涯学習センターの施設の利用に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>区長が必要と認める事業</u></p> <p>（施設）</p> <p>第3条 生涯学習センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1) 本館施設 ア～オ 〔略〕 カ 情報コーナー、視聴覚コーナー、メディアコーナー</p> <p>キ アマチュア無線室 ク 駐車場 ケ その他<u>区長が必要と認める施設</u></p> <p>(2) 別館施設 ア～ウ 〔略〕 エ その他<u>区長が必要と認める施設</u></p> <p>（使用の手続）</p> <p>第5条 第3条第1号アからエまで及び第2号アからウまでに掲げる施設並びに付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、<u>区長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>区長は</u>、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第6条 <u>区長は</u>、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の承認</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>教育相談(墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定めるものを除く。)</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>教科書の展示等に関すること。</u></p> <p>(6) 〔同左〕</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会が必要と認める事業</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔同左〕 ア～オ 〔略〕 カ 情報コーナー、視聴覚コーナー、メディアコーナー、<u>情報ライブラリー</u> キ <u>教育相談室</u> ク 〔同左〕 ケ 〔同左〕 コ その他<u>教育委員会が必要と認める施設</u></p> <p>(2) 〔同左〕 ア～ウ 〔略〕 エ その他<u>教育委員会が必要と認める施設</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 第3条第1号アからエまで及び第2号アからウまでに掲げる施設並びに付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、<u>教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は</u>、前項の使用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 <u>教育委員会は</u>、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用</p>

をしない。

(1)~(4) 〔略〕

(使用料)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める額の範囲内で墨田区規則(以下「規則」という。)で定める額の使用料を当該使用承認の際に納付しなければならない。

2 区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 〔略〕

(2) この条例、この条例に基づく規則又は区長の指示に違反したとき。

(3) 〔略〕

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(駐車場の使用)

第13条の2 駐車場を使用する者は、別表第2に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

2 〔略〕

(損害賠償)

第14条 生涯学習センターの施設及び付帯設備に損害を与えた者は、区長が相当と認

の承認をしない。

(1)~(4) 〔略〕

〔同左〕

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める額の範囲内で墨田区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める額の使用料を当該使用承認の際に納付しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

〔同左〕

第8条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。

〔同左〕

第11条 使用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

〔同左〕

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 〔略〕

(2) この条例、この条例に基づく規則又は教育委員会の指示に違反したとき。

(3) 〔略〕

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

〔同左〕

第13条の2 駐車場を使用する者は、別表第2に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

2 〔略〕

〔同左〕

第14条 生涯学習センターの施設及び付帯設備に損害を与えた者は、教育委員会が相

める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のすみだ生涯学習センター条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後のすみだ生涯学習センター条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。